4年度善意銀行配分金』申請団体を募集します!!!!

対象団体 配分金の交付対象は、市内を主たる活動拠点とし、伊勢原市の地域福祉向上のために事業を行う団体で、次に掲げる全ての要件を満たす 団体とします。

(1) 任意団体、学校法人またはNPO法人 (2) 団体の構成員がおおむね10人以上で、9割以上が伊勢原市在住、在勤または在学

対象事業 住民同士の地域交流の場づくり、地域の見守り・支え合い活動、防災時に備える活動など 【例】高齢者、障がい者等の外出や買い物等の生活支援活動、地域住民が定期的に集う茶話会、 災害時を想定した助け合いの仕組みづくりなど

実施期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで 申請期間 令和3年11月1日から令和4年1月31日まで

配分内容 配分金の交付は、1団体1年につき1回とし、配分金額は、対象経費の合計額の75% の額です。ただし、10万円を限度とします。

対象経費 謝金・消耗品費・郵送代・印刷製本費・使用料および賃借料・保険料・被災地までの交 通費等

※申請を希望される方は、市社協までご連絡ください。



令和3年度 受配団体 三ノ宮ふれあいクラブ 地域交流事業として七夕のかざりつけを行いました

成年後見制度講演会

- ★第3期市民後見人養成課程の開講に向けた記念講演会を開催いたします。
- 時 令和3年11月15日(月)午後1時30分~午後3時30分
- テーマ「成年後見制度と市民後見人への期待」
- 所 伊勢原シティプラザ1階ふれあいホール
- 家 市内在住の方 50人(申込順)
- 申込方法 電話又はFAXでお申込みください。【受付開始10/15(金)】 FAXの場合は、講演会の名称、氏名、住所、電話番号を ご記入ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、中止となる場合があります。





第3期市民後見人養成課程(基礎研修)説明会を実施します

★令和4年1月末から全4日間の日程で第3期市民後見人養成課程を実施します。 受講を希望される方は、次の日程で開催する事前説明会への出席が必須となります。

①②いずれか一方にご出席ください。

- 計 時 令和3年11月15日(月)午後3時40分~午後4時40分
 - 所 伊勢原シティプラザ1階ふれあいホール
 - 対 象 市内在住の方 50人(申込順)
- **日 時** 令和3年11月20日(土)午前10時30分~午前11時30分
 - 所 成瀬コミュニティセンター1階ホール
 - 対 象 市内在住の方 30人(申込順)

電話又はFAXでお申込みください。【受付開始10/15金】 FAXの場合は、事前説明会の日程、氏名、住所、電話番号を ご記入ください。

※講座内容及び日程の詳細は、チラシ又はホームページ等でご確認ください。 なお、養成課程の申込用紙は、事前説明会にて配布します。

高齢者・障がい者の無料税務相談のご案内

相続税・贈与税・親族後見人等が行う成年 後見対象者の確定申告



時 第1回目 令和3年12月7日(火) 第2回目 令和4年2月16日(水) 時間はいずれも午後1時30分~午後3時30分 ※相談時間は40分以内(事前予約制)

所 伊勢原シティプラザ1階 社協相談室

市内在住65才以上の方、障がい者(児) およびその親族等

申込み 市社協に電話でお申込みください。

第32回友愛電話初級講習会

ひとり暮らしの高齢者や障がい者など、地域社会とのかかわりが少なく、閉じこもり がちな方々を対象に、定期的に電話にて友愛活動(世間話等)を行う電話ボランティア として、必要な知識・技能を取得することを目的に開催します。

時 11月25日(木) 午後1時30分~午後3時30分

所 伊勢原シティプラザ3階 研修室

象 友愛電話活動に関心のある方(市内・市外問わず)

員 15人 参加費 無料

申込み 市社協にTEL・FAX・Mailでお申込みください TEL.94-9600 FAX 94-5990 E-Mail info@isehara-shakyo.or.jp

認定特定非営利活動法人地域福祉を考える会共産権と社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会

生活福祉資金貸付

福祉資金は、低所得者世帯、障がい者や高齢者世帯などに対し、資金の貸し付けと民生委員による必要な援助を行うことによって、その世帯 の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした制度です。公的な貸付制度という特性から、他から借り入れができる方はそちらが優先と なります。また、原則として連帯保証人が必要です。

貸し付けに関しては、返済計画を含め、事前に十分なご相談をさせていただきます。ご相談から申込み、貸付審査・決定(神奈川県社会福祉協 議会)、資金交付まで時間を要しますので、時間にゆとりを持ってご相談ください。ご相談は、市社協に事前連絡の上、ご来所ください。

貸し付けの種類等

学校教育法に定められた高等学校、大学などへの進学や通学に必要な経費。 ※原則、修学者を借受人とします。 【教育支援費】就学に必要な経費 ○貸付限度額 3万5千円から6万5千円まで/月

冠婚葬祭経費、住居の移転経費、福祉用具の購入経費、就職・技能習得経費、災害を受けたことにより臨時的に必要 な経費、障がい者用自動車の購入に必要な経費等 ○貸付限度額 50万円~580万円(資金の種類による)

失業などにより日常生活全般に困難を抱えた世帯に対し、その自立に向けた生活を支援するため、生活費などの貸し付けを行います。(年齢要 件あり)○貸付限度額 ①生活支援費 単身15万円/月 2人以上世帯20万円/月 ②住宅入居費 40万円 ③一時生活再建費 60万円

●原則、生活困窮者自立支援法制度の自立相談支援事業(伊勢原市役所が相談窓口)の利用が必要な貸し付け

不動産担保型生活資金

現に居住する不動産を担保として生活費を貸 し付けします。(低所得の高齢者世帯)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に 貸し付ける少額の費用 ○貸付限度額 10万円